

令和 7 年度第 1 回さいたま市再犯防止推進協議会 議事録

日時	令和 7 年 7 月 2 8 日（月）10 時～11 時 45 分	
場所	大宮区役所 6 階 大会議室	
出席者等 （敬称略）	【出席委員】 相澤 秀一 浦和公共職業安定所 専門援助部門 統括職業指導官 明石 史子 さいたま保護観察所 処遇第二部門 首席保護観察官 金本 徳夫 埼玉県地域生活定着支援センター センター長 佐藤 政樹 さいたま市社会福祉協議会 事務局長 沢崎 俊之 埼玉大学 名誉教授 白石 宏行 白石工業株式会社 会長 鈴木 智美 さいたま少年鑑別所 地域非行防止調整官 須田 久子 さいたま大宮地区更生保護女性会 会長 田中 茂樹 川越少年刑務所 総務部 調査官 野中 味恵子 さいたま市民生委員児童委員協議会 理事 濱本 康直 さいたま地方検察庁 総務部 副検事 平原 興 埼玉弁護士会 弁護士 増岡 一夫 さいたま浦和地区保護司会 会長 眞鍋 伸介 埼玉県警察 さいたま市警察部 総務課 企画補佐官 【事務局】 福祉局副理事 向山 晴美 地域福祉推進室長 山口 美紀 他 地域福祉推進室 4 名 【欠席委員】 清水 弘子 関東矯正管区 更生支援企画課長 清水 義恵 更生保護法人清心寮 理事長 辻本 俊之 NPO 法人埼玉ダルク 施設長 利根川 善次 青少年育成さいたま市民会議 補導委員会 委員長	
傍聴人	0 人	

《配布資料》

- ・ 次第
- ・ 委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料 1 地域福祉推進室の新設
- ・ 資料 2 さいたま市の再犯防止の進捗状況について
- ・ 資料 3 令和 6 年度さいたま市再犯防止推進計画進行管理表
- ・ 資料 4－1 さいたま市第 2 期再犯防止推進計画説明資料
- ・ 資料 4－2 さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）について
- ・ 資料 5 さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）
- ・ 机上配布資料 コミュニティソーシャルワーカーの配置について

《次第》

1 開会

2 委員の御紹介

事務局 委員名簿・席次表に基づき説明

3 地域福祉推進室の新設について

事務局 資料 1 に基づき説明

4 議題

（1）さいたま市の再犯防止の進捗状況について

事務局 資料 2・3 に基づき説明

（2）さいたま市第 2 期再犯防止推進計画（素案）について

事務局 資料 4－1・4－2・資料 5・机上配布資料に基づき説明

（3）国・民間団体等の動向について

《内容》

（１）さいたま市の再犯防止の進捗状況について（質疑概要）

平原委員（埼玉弁護士会）

資料３の進行管理表の中から、１点目は、「４．福祉まるごと相談窓口における取組」ですが窓口の利用の件数はどれくらいか伺いたい。２点目は、「１６．認知症高齢者等の支援に関する取組」について、コロナの影響で落ち込んでたのが回復しないということですが、もうそろそろ脱却はしているので、もう少し回復していてもよいのかなと思います。いかがでしょう。

事務局（地域福祉推進室）

生活福祉課が不在のため、代わりに事務局より回答させていただきます。

１点目、福祉まるごと相談窓口の相談件数ですが、コロナ禍で相談件数は増加していたが、現在は落ち着いてきていて、大体年間６００件ほどの相談件数となっております。

【訂正】市内に１０区ありますが、１区あたり大体６００件程の相談件数となります。

２点目については、所管課がいきいき長寿推進課のため、細かいところは所管課に確認し、議事録作成時に改めてお答えさせていただきますが、推測するに、これまで継続的に認知症サポーター養成講座を受講していた団体があったが、一回コロナ禍で離れてしまって中々再開に結びつかないという事情があるかもしれません。

【内容確認】いきいき長寿推進課に確認したところ、当日の回答のとおりでした。

（２）さいたま市第２期再犯防止推進計画（素案）について

増岡委員（浦和地区保護司会）

コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）について、岩槻区では既に実施しているということですが、その実績を伺いたい。

事務局（地域福祉推進室）

岩槻では、令和５年７月から活動を開始して２年間活動を続けてきているところです。岩槻の特徴かもしれないですが、民生委員さんからの相談が非常に多いです。民生委員さんの会合にＣＳＷが出席しまして、民生委員さんが抱えている困りごと、対応が難しいケースなどをＣＳＷの方につないでいただきまして、具体的に支援に取り組んでいるというのが、主な実績となっています。

件数については、継続的にＣＳＷが関わっている支援対象者の件数は２０件弱ぐらいとなっております。

増岡委員（浦和地区保護司会）

もう1点、福祉まると相談窓口からCSWにも矢印があるが、逆もあるんだろうなと思います。非常にきめ細かな対応ができて良いと思うのですが、利用する側の交通整理というか、相談内容は定めることなく、どのような相談にも応じられるという考えでよろしいか。

事務局（地域福祉推進室）

まず1点目、福祉まると相談窓口からCSWだけではなく、逆にCSWから福祉まると相談窓口につなぐこともあるかという質問でしたが、そういうこともあると想定しております。福祉まると相談窓口とCSWは、役割が重複している部分があります。

特に対象者のイメージについては、ほぼ一致していると考えています。複雑化・複合化した課題を抱える方、制度の狭間の課題を抱えた方が、共通した対象者のイメージとなっています。それぞれに強みがありまして、CSWは地域に直接出向いて、行政だけではなくて、いろんな民間のボランティア団体ですとか、インフォーマルな地域資源と連携しやすいという面があります。一方で、福祉まると相談窓口は行政の各分野の制度につなげるコーディネートというところが強いと思います。そのため、既存の行政機関が持っている制度や事業につなげていくためにCSWが福祉まると相談窓口相談するという流れも、当然想定されますし、さいたま市としてもそういった流れを作っていきたいというふうに考えています。

対象者は誰でも受け入れるかというところですが、例えば、地域包括支援センターとか障害者生活支援センターといった、既存の関係機関が単独で解決ができるようなものについてはこれまで通り取り組んでいきたい。一方、複合的な課題を抱えていて、世帯を支援していく必要があったりとか、なかなか課題解決できないものについては、継続的にずっと繋がり続けることが支援だというふうに考えます。すぐ解決に繋がらない、継続的にずっと繋がり続けることが必要なケースについてはCSWへ、既存の機関で解決できるものについてはこれまで通り、既存の機関で対応するという形で整理しています。

増岡委員（浦和地区保護司会）

最後に今の関連でCSWが全区配置されるのはいつごろですか。

事務局（地域福祉推進室）

所管課としては、令和9年度に全区配置を目指しております。

野中委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

例えば保護司からCSWへ相談があった場合に、犯罪を犯した方ということで認識されるということだと思います。それで、民生委員と連携して何かをやっていこうとなった場

合に、民生委員は犯罪歴について共有されるのか、知る必要があるのかという点を伺いたい。

事務局（地域福祉推進室）

ケースによるとと思いますが、犯罪歴があるということを民生委員も知っていた方が効果的であるという場合は共有した方がよいと思います。

まずは、情報共有してよいかという問題があると思いますが、それについては、本人同意が得られれば問題ないというか、本人も承知していただいた上で、保護司、民生委員、CSWが連携して支援していくということはあると思います。

保護司が関わっていて、本人が、同意を求めているというケースについては、ちょっと個別のケースによるので、なかなか一般的な話としては言えないところもあります。ただ仕組みとしては、例えば福祉まると相談窓口の中で、支援会議というものがあり、本人同意がなくても、本人にとってよりよい支援が提供できるということであれば、本人同意がなくても情報共有が可能です。支援会議を活用して共有するということは考えられるかと思います。

平原委員（埼玉弁護士会）

支援会議であれば本人同意なく情報共有できるという説明だったかと思いますが、前科情報や犯罪歴の情報はかなりセンシティブな情報なので、どういう仕組みなのか気になりました。例えば、そのことを前提に相談の窓口にいらっしゃった方が相談窓口を構成する市の中のいくつかの部署の中で情報共有されるのだとよいかもしれないが、第三者も含めて会議をするというときに、有益であれば共有してよいという話になるのかなと感じたところなんですけどその辺いかがでしょうか。

事務局（地域福祉推進室）

第三者というところで、庁外の民生委員、保護司を含めて可能かどうかというのは、個別ケースに応じて考えなければならないと考えております。支援会議の中でも共有できない税の情報等は対象外になっています。

あとは民生委員や保護司は守秘義務のある職種の方だと思いますが、犯罪歴というところまで共有していいかというところまでは、すぐお答えはできないのですが、何でも共有していいというわけではなくて、やはりきちんと精査して考えた上で共有しなくてはいけない。これは支援会議で活用するにあたって同じだと考えております。

【補足：守秘義務について】本市では、生活困窮者自立支援法第9条の規定に基づき、福祉まると相談窓口において支援会議を実施しています。支援会議の構成員に対して守秘義務をかけることで、本人の同意が取れないケースであっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報共有を行えることとされています。なお、守秘義務

に違反した場合には、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処されることになります。

平原委員（埼玉弁護士会）

おそらく最初の民生委員への共有についての質問もその辺りどこまで共有できるのかということだと思います。どういう枠組みで、どういう情報を共有していいのかというところは、再犯防止や更生支援の分野で常に問題になってくるところだと思います。支援という目的があったとしても、どこまで情報共有していいのか。そこは丁寧に、考えの整理をしていただいたほうがよろしいかと思いました。

沢崎会長（埼玉大学名誉教授）

「少年の健全育成に関する協定」というのがありますが、こちらについて共有していただいてよろしいか。

事務局（地域福祉推進室）

こちらは、市教育委員会、県教育委員会、埼玉県警、少年鑑別所の4者協定となります。これは令和5年に協定が締結されております。少年の非行等の未然防止と立ち直りに関わる支援の一層の推進に取り組んでいくというものです。児童生徒の情報等の共有、関係機関等の生徒への多角的な支援の実現等を図るところで、協定を結び展開していければというものになります。鈴木委員から補足等あればお願いします。

鈴木委員（さいたま少年鑑別所）

令和5年から、市教育委員会、埼玉県教育委員会、埼玉県警察本部少年課、少年鑑別所で協定を締結し取り組んでおります。内容としましては、健全育成上の課題のある非行とか犯罪に結びつくような問題を抱えている少年に関して、当所が実施している支援を利用させていただいて協力をしているというところです。

学校でその方に対する支援のための会議を行うときにも参加させていただいて、今まで、少年に関わってきた知見を生かして、考えられる対応や方法について助言を行っています。あとは相談室を紹介していただき、相談にのっております。

また、相互の業務の理解というところで、県警や教育委員会と相互に研修を行っております。学校教育現場について理解を深めたり、県警から検挙や取り調べの流れ等を学んだりしております。

平原委員（埼玉弁護士会）

素案の19ページ(7)の協力雇用主に関するグラフですが、R6のところで、雇用者数が

38、雇用されてる方が 27 となっており、なぜ、この年だけ数字が逆転しているのですか。

事務局（地域福祉推進室）

これは誤りでして、正しくは雇用者数が 27、雇用されている方が 38 となります。申し訳ございません。

平原委員（埼玉弁護士会）

そうすると、大きく減ってしまったという印象はないですが、気になったのは協力雇用主の方は増えてきているのですが、実際に雇用されないというギャップがあるのかなと感じます。その観点で見ると、県全体の取り組みではなくてさいたま市としての取り組みということなので、やむを得ないところあるかなと思うんですけども、実際に協力雇用主登録されてるんですけども、なかなか雇用に踏み切れない、雇用がうまく形にならないというようなところで問題を抱えていて、例えばさいたま市の中で、協力雇用主をされてる方に対しどんなサポートができるというのを、体制整備だけでなく、少し検討し、取り組むことができたらいいいのかなと感じ、この数字が気になったということで申し上げます。

事務局（地域福祉推進室）

基礎自治体である本市としてできることは、市の制度やサービス、相談窓口等の情報を協力雇用主にしっかりお伝えし、何かお困りごとが生じた際に、協力雇用主が安心して相談できる体制を整えておくことだと考えております。埼玉県就労支援事業者機構と意見交換し、課題を共有させていただいた上で、市としてできることに取り組んでまいりたいと考えております。

平原委員（埼玉弁護士会）

素案 19 ページに記載の「16. ホームレスの自立に向けた巡回相談支援」について、ホームレスといったときに、法律上、ホームレスはかくかくしかじかの状態にあるものと定義されているので、行政としてやむを得ないところもあると思いますが、ホームレスというふうに呼ぶのは、私は失礼に感じます。同じように感じる方もいらっしゃると思いますので、ホームレス状態にある人などの書きぶりをしていただいたほうが、当事者との関係を形成する上でもよいのかなと感じました。

もう 1 点、今回、指標を再犯者数として設定しておりますが、再犯防止推進計画なので、行政として数値目標を設定するのはやむを得ないところかなと思いますが、基本的な考え方として、個々の施策が有効に機能することによって、暮らしにくさが解消され、再犯の防止につながると、もともとそういう大きな枠組みの中でやっているところなので、

目標を達成できないから、ここにある取組は意味がないと、捉えられてしまうことがないよう、個々の施策をきちんと評価していくことが大事だと思います。

事務局（地域福祉推進室）

1 点目のホームレスの自立に向けた巡回相談支援、この記載については、ご指摘を踏まえて表現を見直す方向で、所管課と調整させていただきたいと考えているところです。

御指摘のとおり、数値に捉われすぎることの危険性は認識しております。特に、「再犯者数」については、素案に掲載した事業・制度のみで、市単独で減少させていくことは非常に難しいと考えております。他の自治体では、「成果指標」ではなく、「参考指標」として位置づけているケースもありますので、御指摘も踏まえ、「参考指標」と位置づけを見直すことも含め、再度検討させていただきます。また、個々の施策の評価についても、第1期計画と同様に実施を考えております。

野中委員（さいたま市民生委員児童委員協議会）

素案 35 ページの 29. さいたま市民生委員児童委員協議会との連携についてですが、民生委員・児童委員は高齢者・障害者以外にも関係して活動しております。他の重点項目には記載は必要ないのでしょうか。

事務局（地域福祉推進室）

本計画は、再掲という形で他の重点項目に記載している施策もございますので、所管課と確認し、調整させていただきたいと思います。

（3）国・民間団体等の動向について（発言概要）

田中委員（川越少年刑務所）

川越少年刑務所で新しい取り組みが何点かございました。まだ始まったばかりなので詳細な報告とまではいかないですが、昨年 10 月 1 日付で所内で農福連携の運用を開始しました。一般的なイメージですと、大きな工場で刑務作業している受刑者が大多数というところかと思います。中には福祉的な支援が必要な人もおります。そういった人たちを、少人数グループにして農作業をしております。できれば、出所後に、農業に従事できるように、まだ結果が出てないですが、取り組んでおります。NPO 法人の方に指導していただいて、埼玉県伝統野菜の種を作る作業をしております。伝統野菜の種を残していくことは、重要なことでありつつ、コストもかかることなので、担い手が少

ないので刑務所としても役に立てるのかなと思います。今、4、5名やってます。土いじりするので、精神面でも安定します。

あと、拘禁刑が導入されまして、川越少年刑務所は、福祉的な支援が必要な人たちを集めて、作業療法をやってます。塗り絵を書いたりしております。刑務作業も並行してありますが、今まではそういう人たちは、作業にいきたくありませんと言っていました。その人たちを集めて小グループで、作業や教育をしていくというところで、開始しております。こういったことも今後は広報していきたいと思います。

明石委員（さいたま保護観察所）

保護観察所では、令和7年6月から、保護観察におけるアセスメント強化の取組を開始しております。アセスメント自体はこれまでもやっていましたが、新たな評価ツールが導入され、本人の就労、家族、物質使用など、再犯しやすい状態を継続的に評価することとなりました。また、保護観察付執行猶予の判決を受けて保護観察に付されることになった者については、保護観察開始から3か月は保護観察官によるアセスメントを重点的に行うことになり、その一環として、少年鑑別所に協力いただいて、心理検査を実施することになりました。

（４） 閉会